

価格高騰緊急支援給付金について（Q&A）

※新たに更新された Q&A には（更新）と記載しています

住民税非課税世帯への支給について

Q1 価格高騰緊急支援給付金の確認書はいつ頃発送されますか？また、給付金はいつ頃支給してもらえますか？

A 確認書は対象となる世帯へ令和4年12月上旬に発送予定です。
また、返送が必要になりますので同封の返信用封筒にて返送してください。
支給は返送のあった確認書を本市が受理してから、内容に不備がなければ約3週間後を目安に順次支給していきます。

Q2 価格高騰緊急支援給付金の支給対象世帯を教えてください。

A 基準日（令和4年9月30日）時点で長岡市に住民登録がある世帯において、世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯です。
ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯や、令和4年10月1日以降に国外から入国し新たに住民登録された世帯は対象になりません。

Q3 確認書の記載について教えてください。

A 記入例を参考に、確認書に記載のある次の項目を確認し、①及び②にチェック☑をつけて返送してください。いずれか1つでもチェック☑がつけられない場合は給付金を受け取れません。また、世帯主氏名（住民登録上）、確認日、連絡先電話番号の記載と、支給先が確認書上部に印字されている口座で問題ないかを確認（支払口座の変更を希望する場合又は支払口座の印字がない場合はQ4へ進む）し、返送してください。

- ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

Q4 確認書の返送で必要な添付書類はありますか？

A 記入例を参考に、確認書上部に印字されている支払口座から本人名義の別口座に振込先を変更する場合や、あらかじめ確認書に支払口座の印字がない場合は、受取口座記入欄に新たな支払口座を記入のうえ、口座確認書類（通帳等）の写しを必ず添付してください。加えて、振込先を本人名義以外の別口座に変更する場合や、代理人が受給する場合は本人（代理人）確認書類の写し（マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、保険証等）を必ず添付してください。

Q5 確認書はいつまでに送ればよいですか？（更新）

A 令和5年2月28日までに同封の返信用封筒にて返送してください。

Q6 支給を辞退することはできますか？

A 記入例を参考に、支給を辞退する場合や、Q3の①、②の確認事項に1つでも該当しない場合は、確認書中段にある【私の世帯は給付金を受給しません】欄に×印と、空きスペースに給付金を受給しない理由を記載し同封の返信用封筒にて返送してください。

Q7 基準日(令和4年9月30日)以降に申請・受給権者であった世帯主が死亡した場合はどうなりますか？

A (1)確認書を返送されることなく亡くなられた場合

【亡くなられた世帯主以外に世帯員がいる場合】

新たに世帯主となった方が給付を受けることとなります。この場合、確認書には新たな世帯主となった方の内容を記載してください。

【単身世帯の場合】

世帯自体がなくなるため、給付されません。この場合は、給付金に関する文書を今後送付しないようにするため、非課税世帯等臨時特別給付金室までご連絡くださいますようお願いいたします。

(2)確認書の返送後に亡くなられた場合

亡くなられた世帯主に給付され、他の相続財産とともに相続の対象となります。ただし、単身世帯で確認書の確認日前に亡くなられた場合は、亡くなられた方以外の方から確認書の返送があったとしても支給対象となりません。

Q8 令和4年度の住民税は非課税ですが、確認書が送られてこないのはなぜですか？

A 基準日(令和4年9月30日)時点の世帯において、世帯全員の令和4年度住民税が非課税にもかかわらず確認書が送られてこない場合は、世帯全員が住民税が課税されている親族等からの扶養を受けているか、令和4年10月1日以降に国外から入国し新たに住民登録された世帯のため、対象外となっている可能性があります。住民税における取り扱いとして誰に扶養されているかわからない場合は、個人情報につき市ではお答えできませんので親族内でご確認ください。

家計急変世帯への支給について

Q9 家計急変世帯とはどのような世帯ですか？

A 令和4年1月から12月までの間に予期せず家計が急変（詳細はQ10を参照）し、世帯員それぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう）または所得見込額（収入見込額から1

年間の経費等の見込額を控除して得た額) が住民税非課税水準に相当する額以下
(下表※1または※2参照) まで減少した世帯を指します。

ただし、世帯全員が住民税が課税されている親族等からの扶養を受けている場合や、令和4年10月1日以降に国外から入国し新たに住民登録された世帯は本給付金の対象となりません。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額 (※1)	非課税相当所得限度額 (※2)
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円	41.5万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	146.9万円	91.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	187.7万円	123.4万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232.7万円	154.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277.7万円	186.4万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	135.0万円

Q10 「予期せず家計が急変」に該当しない例を教えてください。

- A 「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当せず、当該月を任意の1か月として申請することはできません。また、不法行為に起因する収入の減少も「予期せず家計が急変」したことには該当しません。

Q11 申請にはどのような書類が必要ですか？また、対象世帯への送付はありますか？

- A 住民税非課税世帯への給付とは提出書類が大きく異なり、また、一定の要件に当てはまる世帯は一部添付書類の省略が可能となる場合がありますので、別紙「必要書類チェックリスト」を参照してください。

なお、家計急変世帯への支給は対象となる世帯を市で判断することができないため、申請書等を一齐に発送することはありません。よって、市のホームページに掲載の要件等を確認のうえ、原則、各様式をご自身で印刷していただく必要があります(市の窓口には各申請様式が設置してあります)。

Q12 家計急変世帯分の申請期限はいつまでですか？(更新)

- A 令和5年2月28日までとなります。

Q13 「1年間の収入見込額が住民税非課税水準に相当する額以下まで減少」とはどのように判断すればよいですか？

A 令和4年1月から12月の任意の1か月の収入（給与明細書、年金振込通知書、事業収入又は不動産収入にかかる帳簿等の写しをご用意ください）を1.2倍した年間収入見込額を、申立書に記載の限度額早見表と比較して判断してください。

Q14 年間収入見込額はどのような収入の種類を基に計算しますか？

A 申請手続き、審査手続き等の負担軽減及び支給の迅速性等の観点から、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（障害、遺族、福祉年金等の非課税年金は除く）の経常的な収入のみを基に計算します。

Q15 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取り扱いになりますか？

A 例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず収入が減少したわけではないため、支給要件を満たさないこととなります。

Q16 収入状況が確認できる書類について、給与明細を勤務先から貰えない場合など、検証資料がない場合はどのように対応すべきでしょうか？

A 預金通帳の写しを確認するほか、どうしても検証資料がない場合は、自身の収入が予期せず住民税非課税水準に相当する額以下となった旨を別紙「収入状況における申立書」へ記入していただいたうえで申請を受け付けます。様式については長岡市非課税世帯等臨時特別給付金室までお問い合わせください。

共通事項

Q17 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（長岡市では10万5千円）を受給していても価格高騰緊急支援給付金は対象となりますか？

A 前回の臨時特別給付金で住民税非課税世帯または家計急変世帯として支給を受けた世帯も、今回の給付金は再度支給可能です。ただし、価格高騰緊急支援給付金の支給としては、他自治体での支給も含め1世帯1回のみとなります。

Q18 給付金を受け取るのは誰ですか？

A 原則として、住民税非課税世帯への給付は令和4年9月30日時点、家計急変世帯への給付は申請日時点で住民基本台帳に記録されている世帯主へ振り込みます。ただし、特別な理由がある場合は世帯主以外の方が受給することもできます。
(Q19を参照)

Q19 給付金の受取口座を世帯主以外の者に変えることはできますか？

- A 給付金の受取口座は原則、世帯主本人名義の口座に限りますが、世帯主以外の者が代理で支給を受ける場合、代理人の本人確認書類の写し及び口座確認書類の写し（家計急変世帯は委任状も）が必要です。

なお、法定代理人の場合は登記事項証明書の写し及び口座確認書類の提出のみで、委任状や本人確認書類の写しは不要です。

Q20 世帯主が身体が不自由で、自分で確認(申請)できない場合は、どのように確認(申請)したらよいですか？

- A 本人による確認(申請)が困難な方は、代理人による確認(申請)も可能です。「令和4年9月30日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者」や「法定代理人」、「親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方(※)」による代理確認(申請)が認められ、原則、代理人の本人確認書類を提出していただきます。

ただし、世帯構成員による代理確認(申請)は単なる本人に代わる代筆確認(申請)とも捉えることができるため、この場合、代理人の本人確認書類は提示のみで構わないこととします。

※ 別世帯の親等、世帯主の身の回りの世話をしている方

Q21 配偶者からの暴力(DV)を理由に住所地以外に避難しているが、給付金の対象になりますか？

- A 配偶者からの暴力を理由に避難している方で令和4年9月30日時点の居住地と住所地が異なる場合でも、要件を満たせば、給付金の申請が可能です。事前に聞き取りが必要となりますので、長岡市配偶者暴力相談支援センターへご相談ください。

【問い合わせ先】

長岡市配偶者暴力相談支援センター

電話番号：0258-33-1233

相談時間：月・火・木・金曜日 午前10時～午後5時（受付は午後4時30分まで）

水曜日 午前10時～午後7時30分（受付は午後7時まで）

土曜日 午前9時～午後4時（受付は午後3時30分まで）